

- 1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成一八年三月三一日政令第一六五号) 抄
 (施行期日)
- 第一条** この政令は、整備法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。
附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一一一号) 抄
 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成二〇年三月三一日政令第一二七号) 抄
 (施行期日)
- 第一条** この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
 (環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置)
- 第三条** 機構の平成二十年三月三十一日に終わる事業年度の事業活動に係る環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第九条の規定による環境報告書の作成及び公表については、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法人が行うものとする。
- 一 機構の業務のうち次号に掲げるもの以外のもの 研究所
- 二 旧機構法第十二条第二項第二号及び第三号に掲げる業務 センター
- 附 則** (平成二二年三月二五日政令第四一号) 抄
 (施行期日)
- 第一条** この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二三年六月一〇日政令第一六六号) 抄
 (施行期日)
- 第一条** この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。
附 則 (平成二六年三月三一日政令第一二二号) 抄
 この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。
- 附 則** (平成二六年一二月一九日政令第四〇七号)
 (施行期日)
- 1 この政令は、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。
 (罰則に関する経過措置)
- 2 第二条（第一号に係る部分を除く。）の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則** (平成二七年三月一八日政令第七四号) 抄
 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成二八年一二月二二日政令第一三号) 抄
 (施行期日)
- 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二八年一二月二六日政令第二二号) 抄
 (施行期日)
- 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二八年三月九日政令第五七号) 抄
 (施行期日)
- 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二八年三月九日政令第七八号) 抄
 (施行期日)
- 1 この政令は、平成二十八年三月三〇日政令第八六号) 抄
 (施行期日)
- 第一条** この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二八年三月二五六日政令第七八号) 抄
 (施行期日)
- 第一条** この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二八年三月二六日政令第三九六号) 抄
 (施行期日)
- 第一条** この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (令和元年九月一日政令第九七号) 抄

(施行期日)
この政令は、令和二年四月一日から施行する。

(環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置)

3 岐阜大学法人の最終事業年度（平成三十一年四月一日に始まる事業年度をいう。）の事業活動に係る環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第九条の規定による環境報告書の作成及び公表については、岐阜大学法人の事業活動を東海国立大学機構の事業活動とみなして、東海国立大学機構が行うものとする。この場合において、同条第一項中「主務省令」とあるのは、「文部科学省令・環境省令」と、「毎事業年度」とあるのは、「平成三十一年四月一日に始まる事業年度の事業活動に係る」と、同法第十六条中「第九条第一項」とあるのは、「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第九十七号）附則第三項の規定により読み替えて、これらの規定を適用する。」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附 則（令和四年三月三〇日政令第一二四号）

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年一一月一一日政令第三四八号）

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。

附 則（令和五年一二月二〇日政令第三六二号）抄

（施行期日）

この政令は、令和六年十月一日から施行する。

附 則（令和五年一一月二二日政令第三六二号）

（施行期日）
この政令は、令和六年十月一日から施行する。

1 (環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置)
この政令は、令和六年十月一日から施行する。

2 東京医科歯科大学法人（第六条に規定する東京医科歯科大学法人をいう。以下同じ。）の令和六年四月一日に始まる事業年度におけるその事業活動に係る環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による同法第二条第四項に規定する環境報告書の作成及び公表については、東京医科歯科大学法人の事業活動を東京科学大学法人（第六条に規定する東京科学大学法人をいう。以下同じ。）の事業活動とみなして、東京科学大学法人が行うものとする。